



サラリーマンの奥さんの年金

人生の節目節目に届出

国民年金は二十歳から六十歳になるまで四十年間加入することになっています。この間には就職、結婚、その他のいろいろな形で国民年金に加入しなければなりません。また、いずれの場合も届け出が必要です。

とくに女性の方で、厚生年金や共済組合に加入しているご主人に扶養されている奥さん(二十歳以上六十歳未満)は、第三号被保険者として国民年金に加入し、六十五歳から自分名義の老齢基礎年金を受ける事となります。

この届け出をしていないと、第三号被保険者として扱われなくなり、将来年金を受けられなくなることがあります。

※保険料は、配偶者の加入している厚生年金や共済組合が制度全体で負担する事になり個別に納める必要はありません。

(ご主人の給料から天引きされるわけでもありません。)

自営業などの人のための上乗せ給付

国民年金基金制度

老齢基礎年金だけでは受給できない自営業などの第一号被保険者が、ゆとりを持って老後を暮らせるようにこの目的で誕生したのが国民年金基金制度です。

□加入できる人

1. 国民年金の第一号被保険者で、20歳以上60歳未満の人
2. 国民年金の保険料免除者でないこと
3. 農業者年金の加入者でないこと

□年金の種類

修身年金3種類、確定年金3種類がありこの中から自由に組み合わせて加入します。(1口だけでも加入できます)ただし1口目は終身年金から選びます。

□国民年金基金の年金額

□目
月額3万円(20~45歳)月額2万円(46~50歳)
月額1万円(51~54歳)2口目以降月額1万円
※55歳以上の人は、加入する月数によって年金額が決まります。

□掛け金

掛け金は加入年齢と年金種類、加入口数に応じて決まります。(上限は月額68,000円)
※全額社会保険料控除の対象

死亡一時金の額

保険料を納めた期間	金額
3年以上20年未満	100,000円
20年以上25年未満	
25年以上30年未満	126,500円
30年以上35年未満	160,000円
35年以上40年未満	200,000円

第一号被保険者として保険料を

死亡一時金

農業や自営業の人などの第一号被保険者の人たちは、「死亡一時金」「寡婦年金」「付加年金」という独自の給付があります。

第一号被保険者への独自給付

三年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹)に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは、支給されません。

寡婦年金

夫が亡くなったとき、次の条件を満たす妻に六十歳から六十五歳になるまでの間、支給されます。

- 受給条件
- ・婚姻期間(内縁でもよい)が十年以上続いている。
- ・夫によって生計を維持されていた。

付加年金

夫が受けられるはずだった老齢基礎年金第一号被保険者としての加入期間分の四分の三です。

□年金額

夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがない。
死亡した月の前月までの第一号被保険者としての加入期間が原則として二十五年以上ある。

年金相談の日程

社会保険(厚生年金)相談
□とき…毎月2日と18日
午前10時~午後3時

(2日・18日が土曜日、日曜日の場合は翌週の月曜日)
□ところ…新津商工会議所

国民年金に関する届出・お問い合わせ

市役所市民課国民年金係へ
電話 24-12111
(内線116・117)